

特定商取引法(訪問販売、通信販売、電話勧誘販売)の規制対象について

改正前	改正後	備考
<p>指定商品 「国民の日常生活に係る取引において販売される物品であつて政令で定めるもの」(旧法第2条第4項:定義)</p>	<p>指定制を廃止 上記に伴い、定義規定を削除 「商品」そのものの意味する範囲は変わっておらず、「物品」としての「商品」が対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民法上動産とみなされる無記名債権(国債等)は「商品」に含まれるが、その他の株式や社債等は「商品」に含まれない
<p>指定役務 「国民の日常生活に係る取引において有償で提供される役務であつて政令で定めるもの」(旧法第2条第4項:定義)</p>	<p>指定制を廃止 上記に伴い、定義規定を削除 「役務」そのものの意味する範囲は変わっておらず、労務や便益としての「役務」が対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・株式や社債を含め、金融商品取引の仲介等は「役務」に含まれる
<p>指定権利 「施設を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるものであつて政令で定めるもの」(旧法第2条第4項:定義)</p>	<p>改正せず</p>	<p>(政令指定されている権利)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保養施設やスポーツ施設を利用する権利 ・映画、演劇や音楽等を鑑賞等する権利 ・語学の教授を受ける権利